

1 障害者手帳の交付申請について

- 障害者手帳には次の3種類があります。各手帳の詳細については、以下の各ページをご覧ください。障害者手帳の取得には、障害福祉課での申請が必要になります。

- ① 身体障害者手帳（身体に障害のある人）
- ② 療育手帳（知的障害のある人）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（精神疾患・発達障害のある人等）

1. 身体障害者手帳について

- 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づいて、視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは免疫機能に一定程度以上の永続する障害のある人に対し、本人または保護者の申請に基づいて滋賀県による審査（書類審査）により、交付されます。
- 身体障害者手帳の交付後は、等級によって様々な福祉制度を利用できます。
- 障害の等級は、1級（重度）から6級（軽度）までの6等級になっています。

（1）初めて身体障害者手帳を申請される人

- 身体障害者手帳の障害等級に該当するかどうかについては、滋賀県に指定された医師にご相談され、そのうえで医師に診断書を作成していただきます（指定医師は、障害福祉課でご確認ください）。診断書作成には、各医療機関が設定している診断書料が必要になりますので、各医療機関にご確認ください。

《申請から交付までの流れ》

- ① **申請** 書類を障害福祉課へ提出してください。

【申請に必要なもの】

- 身体障害者手帳交付申請書（障害福祉課に備え付け）
 - 指定医師による診断書（障害部位により指定の様式が異なります。）
 - 写真1枚（たて4cm×よこ3cm 1年以内撮影 裏面に氏名・生年月日記入）
- ※カラー・白黒問いません。脱帽して上半身が写っており、顔がはっきりわかるもの。
写真用紙等厚みのあるもの（場合により県に受付されない場合があります。）
- マイナンバーにかかわる書類（詳細は1ページ参照）



② **審査**
 障害福祉課で受付後、申請書類を滋賀県に送付して、滋賀県で審査されます。申請後、交付までには通常3~4か月程度かかりますのでご了承ください。ただし、診断書内容によっては、審査に通常より時間を要することもあります。



③ **審査結果**
 審査結果は、滋賀県から障害福祉課に通知されますので、障害福祉課からご本人または保護者あてに文書で通知します。



④ **手帳の交付**
 通知が届きましたら、必要な持ち物等をご持参のうえ障害福祉課へご来庁ください。手帳交付の際、福祉サービス等の説明をさせていただきます。

※注意

- 医師の診断書における等級は、あくまでも医師の診断による相当級です。審査の結果、診断書の等級と異なったり、手帳の対象外(申請の却下)であるという判定がおりる場合もあります。
- 審査結果で「却下」等の決定がされた場合、診断書を作成してもらった医師に結果を報告され、内容によっては再申請されるなど、ご相談されることをお勧めします。

(2) 住所変更などがあった場合の手続き

変更事由	必要書類
障害程度変更 障害名追加	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書 写真 身体障害者手帳 マイナンバーにかかわる書類 (詳細は1ページ参照)
再認定	<ul style="list-style-type: none"> 写真 身体障害者手帳 マイナンバーにかかわる書類 (詳細は1ページ参照)
再交付	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 写真 (身体障害者手帳) マイナンバーにかかわる書類 (詳細は1ページ参照)

なまえ じゅうしょ へんこう 名前・住所の変更	てんきよなど ばあい 転居等された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 しんたいしょうがいしゃてちょう ・身体障害者手帳 ・マイナンバーにかかわる書類 （詳細は1ページ参照）
へんかん 返還	しぼう ばあい きゃっか ばあい 死亡された場合や却下された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・身体障害者手帳

※注意

- 手帳を切ったり、加工したりすると手帳そのものが無効になります。

問い合わせ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

2. 療育手帳について

- 先天的または18歳以前に発生した知的障害のある人（児童）に対して、更生相談所等での判定に基づき交付されます。
- 判定は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の4つに分かれています。療育手帳交付後は障害程度確認のため、定期的に再判定を受けることになっています。
- 再判定の時期について、障害福祉課からは、お知らせしておりません。療育手帳に記載されている次回判定時期が近づいてきたら（4～5か月前が目安）、再判定の申請をしてください。

（1）初めて療育手帳を申請される人

《申請から交付までの流れ》

- ① **申請** 書類を障害福祉課へ提出してください。

【申請に必要なもの】

- ・療育手帳交付申請書（障害福祉課に備え付け）
 - ・相談票（障害福祉課に備え付け）
 - ・写真1枚（たて4cm×よこ3cm 1年以内撮影 裏面に氏名・生年月日記入）
- ※カラー・白黒問いません。脱帽して上半身が写っており、顔がはっきりわかるもの。
写信用紙等厚みのあるもの（場合により県に受付されない場合があります。）
- ・マイナンバーにかかわる書類（詳細は1ページ参照）



- ② **判定** 障害福祉課で受付後、次の判定機関で判定を受けていただきます。

【18歳以上】

- 滋賀県立精神保健福祉センター（滋賀県知的障害者更生相談所）
住所：草津市笠山8-5-130 電話：563-8448 FAX：562-4334

さいみまん
【18歳未満】

しがけんちゅうおうこ かていそうだん
●滋賀県中央子ども家庭相談センター

じゅうしょ くさつしかさやま でんわ
住所：草津市笠山7-4-45 電話：562-1121 FAX：565-7235



③ **判定結果**

はんていけっか
判定結果は、滋賀県から障害福祉課に通知されますので、障害福祉課からご本人または保護者あてに文書で通知します。



④ **手帳の交付**

つうち どう
通知が届きましたら、必要な持ち物等をご持参のうえ、障害福祉課へご来庁ください。手帳交付の際、福祉サービス等について説明をさせていただきます。

じゅうしょへんこう ばあい てつづ
(2) 住所変更などがあった場合の手続き

変更事由	必要書類
さいはんてい 再判定	さいはんてい じき ちか ひと 再判定の時期が近づいてきた人 しんせいしよ そうだんひょう しゃしん ・申請書 ・相談票 ・写真 りょういくてちょう ・療育手帳
さいこうふ 再交付	ふんしつ はそん おそん ばあい 紛失・破損・汚損の場合 しんせいしよ しゃしん りょういくてちょう ・申請書 ・写真 ・(療育手帳)
なまえ じゅうしょ へんこう 名前・住所の変更	てんきよなど ばあい 転居等された場合 しんせいしよ りょういくてちょう ・申請書 ・療育手帳
へんかん 返還	しぼう ばあい さいこうふ う 死亡された場合や再交付を受けた ばあい 場合 しんせいしよ りょういくてちょう ・申請書 ・療育手帳

ちゅうい
※注意

てちょう き かこう てちょう むこう
●手帳を切ったり、加工したりすると手帳そのものが無効になります。

といあわ しょうがいふくしか でんわ
問合せ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

3. 精神障害者保健福祉手帳について

- 統合失調症等の精神疾患がある人、または自閉症等の発達障害により、長期にわたって日常生活や社会生活に制限を受ける人の社会復帰や自立、社会参加の促進を目的として精神障害者保健福祉手帳が交付されます。
- 障害等級は1級・2級・3級です。
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年です。更新時期について障害福祉課からは、お知らせしておりません。手帳に記載されている有効期限をご確認いただき、期限が近づいたら更新申請をしてください。更新申請は、期限が切れる3か月前から可能です。

(1) 初めて精神障害者保健福祉手帳を申請される人

《申請から交付までの流れ》

- ① **申請書類を障害福祉課へ提出してください。**
初めて病院にかかった時期（初診）から、6か月経過後に申請することができます。

【申請に必要なもの】

- 精神障害による障害年金を受給していない場合
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（障害福祉課に備え付け）
 - ・ 診断書（障害福祉課に備え付け）
 - ・ 写真1枚（たて4cm×よこ3cm 1年以内撮影 裏面に氏名・生年月日記入）※カラー・白黒問いません。脱帽して上半身が写っており、顔がはっきりわかるもの。写真用紙等厚みのあるもの（場合により県に受付されない場合があります。）
- ・ マイナンバーにかかわる書類（詳細は1ページ参照）
- 精神障害による障害年金を受給している場合
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（障害福祉課に備え付け）
 - ・ 同意書（障害福祉課に備え付け）
 - ・ 障害年金証書等
 - ・ 写真1枚（たて4cm×よこ3cm 1年以内撮影 裏面に氏名・生年月日記入）※カラー・白黒問いません。脱帽して上半身が写っており、顔がはっきりわかるもの。写真用紙等厚みのあるもの（場合により県に受付されない場合があります。）
- ・ マイナンバーにかかわる書類（詳細は1ページ参照）



- ② **審査**
障害福祉課で受付後、申請書類を滋賀県に送付して、滋賀県で審査されます。申請後、交付までには3か月程度かかりますのでご了承ください。

③ **審査結果**

審査結果は、滋賀県から障害福祉課に通知されますので、障害福祉課からご本人または保護者あてに文書で通知します。

④ **手帳の交付**

通知が届きましたら、必要な持ち物等をご持参のうえ、障害福祉課へご来庁ください。手帳交付の際、福祉サービス等について説明をさせていただきます。

(2) 住所変更などがあった場合の手続き

変更事由	必要書類
更新 有効期限の終了する日 が近づいてきた人 (3か月前から申請可能)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書または精神障害による障害年金証書等 精神障害者保健福祉手帳 マイナンバーにかかわる書類(詳細は1ページ参照) 写真(更新欄が埋まっている人)
障害程度の変更	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 診断書または精神障害による障害年金証書等 精神障害者保健福祉手帳 マイナンバーにかかわる書類(詳細は1ページ参照) 写真
再交付 紛失・破損・汚損の場合	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 ・ 写真 (精神障害者保健福祉手帳) マイナンバーにかかわる書類(詳細は1ページ参照)
名前・住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 精神障害者保健福祉手帳 マイナンバーにかかわる書類(詳細は1ページ参照)
返還 死亡された場合や再交付を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳

※注意

●手帳を切ったり、加工したりすると手帳そのものが無効になります。

問合せ： 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203